

神戸市とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社との 安全・安心なまちづくりをはじめとした 包括連携に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）とあいおいニッセイ同和損害保険株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、地域の様々な課題に迅速かつ適切に対応し、市民サービスの向上及び地域社会の活性化を推進するため、本協定を締結する。

（連携事項）

第1条 甲と乙は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）市民の安全・安心に関すること
- （2）産業振興・中小企業支援に関すること
- （3）観光振興に関すること
- （4）その他、地域活性化に関すること

2 前項に掲げる事項を効果的に推進するため、甲と乙とは定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意のうえ決定する。

（期間）

第2条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する日から1ヶ月前までに、甲又は乙から書面による特段の申出のないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（疑義の決定）

第3条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。また、甲又は乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ変更を行う。

（守秘義務）

第4条 甲及び乙はこの協定に基づく事業の実施において知り得た秘密事項を、第三者に開示又は漏洩せず、また本協定の目的外に利用してはならない。ただし、事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙において記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年5月 16日

神戸市中央区加納町6丁目5番1号
甲 神戸市
代表者 神戸市長 久元 喜造

東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号
乙 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
代表取締役社長 金杉 恭三